

茨木市農業経営基盤強化促進基本構想改正（案）の概要について

1 農業経営基盤強化促進基本構想について

- 農業経営基盤強化促進法「以下、基盤法」第6条に基づき、地域において育成すべき、効率的かつ安定的な農業経営の指標や農業経営者に対する農用地の利用目標等を総合的に定めたもので、概ね10年後の目標を示している。本市の基本構想は、直近では、平成26年9月29日に改正
- 基盤法が令和4年に改正、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、本市の基本構想を改正

2 農業経営基盤強化促進法の改正について

【背景】

- 高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念
- 農業の成長産業化に向け、地域において、農地が利用されやすくなるよう、目指すべき将来の具体的な利用の姿等を描き、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要

【主な改正ポイント】

- 地域計画の策定を法定化、○農用地の集約化の手法、○人の確保・育成

- ・ 基盤法第5条に規定する都道府県が定める基本方針及び第6条の市町村が定める基本構想において、「農業を担う者の確保・育成」「農用地の効率的かつ総合的な利用」に関する記載事項等が追加
- ・ 経過措置期間として、法施行後
基本方針は3か月（令和5年6月末）、基本構想は6か月（令和5年9月末まで）
※大阪府農業経営基盤強化促進基本方針は、令和5年6月30日改正

3 基本構想の改正の考え方

- 基盤法の規定に基づき、府が改正した基本方針に即するとともに、農業振興地域整備計画等との調和を図る
- 基盤法改正に伴い、基本構想への記載が必要となった事項を追加し、現構想の記載内容に関する時点修正等を必要に応じて実施

4 基本構想の構成

○赤字が追加事項

- 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
- 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
- 第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項
 - 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方
 - 2 本市が主体的に行う取組
 - 3 関係機関との連携・役割分担の考え方
 - 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供
- 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
- 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項
 - 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
 - 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
 - 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等
 - 4 利用権設定等促進事項に関する事項

5 主な改正内容

- 第4の「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」に市が主体的に取り組むこととして市版準農家、育成体制（営農指導）拡充、遊休農地復元化等の施策を追記
- 第5に 農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項を追記
- 第6に地域計画の協議の場の設置方法、地域計画の区域の基準などを追記
市街化調整区域内の農地を含む実行組合単位（45地区）で地域計画を策定

6 基本構想改正スケジュール

